

郡山市大学発ベンチャー企業実証試験等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、革新的な技術やアイデアを有する大学発ベンチャーと市内企業等が協働で実施する実証試験等の事業（以下「事業」という。）を支援することで両者の連携を深化させ、本市が抱える地域課題等を解決するための製品開発や新たなビジネスモデルの創出を図るため、事業を実施する市内企業等に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学発ベンチャー 大学で達成された研究成果に基づく特許や新たな技術及びビジネス手法を事業化する目的で新規に設立された研究成果ベンチャー又は大学と連携し当該特許や新たな技術及びビジネス手法を活用する企業で、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。
 - ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第1号に規定する会社であること。
 - イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 市内企業等 市内に主たる事業所を有する企業で、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。
 - ア 会社法第2条第1項第1号に規定する会社であること。
 - イ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (3) 実証試験等 大学発ベンチャーが保有する技術及び研究開発の成果について事業可能性を検証するために実施する次に掲げる事業をいう。
 - ア 試作品等の設計及び製作（共同開発製品等に限る。）
 - イ 製品、サービス等の市場テスト
- (4) 共同開発製品等 大学発ベンチャーが保有する技術や製品と市内企業等が保有する技術や製品を掛け合わせ、新たに開発される技術や製品並びにサービスをいう。
- (5) コンソーシアム 複数の企業等が連携し事業を実施する共同事業体をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内企業等又は市内企業等を含むコンソーシアム
- (2) 事業を行うに当たり必要な官公署の許可若しくは認可を受け、又は届出を行っている者
- (3) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者
- (4) 法人の代表又は役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者に該

当していない者

- (5) 過去に同一の事業に関し、本補助金の交付を受けていない者
(補助金の交付の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費とし、補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、50万円を限度とする。ただし、次の各号に掲げる経費は補助対象経費から除くものとする。また、申請は、会計年度を通じて1社につき1回限りとする。

- (1) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額
- (2) 他の補助金の交付の対象となる経費

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業内容書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第2号様式）とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 同意書兼誓約書（第3号様式）
- (2) 見積書等積算基礎を明らかにした書類の写し
- (3) 許可書等の写し（第3条第2号に該当する者に限る。）

2 前項の申請は、1会計年度につき1回限りとする。
(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (3) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の1月末日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次の

とおりとする。

- (1) 収支決算書（第4号様式）
- (2) 実証試験等の実施に係る契約書の写し
- (3) 実証試験等の実施報告及び写真
- (4) 領収書等支出の内容が確認できる書類
- (5) 補助金の振込先口座の通帳の写し
（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助対象経費の内容
実証試験等の実施に要する経費	原材料費、借上料、外注加工費、技術コンサルタント料、委託費、販路開拓費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、消耗品費、直接人件費、旅費、宿泊費、その他市長が必要と認める経費